

生駒市防災会議条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例

(生駒市防災会議条例の一部改正)

第1条 生駒市防災会議条例（昭和37年10月生駒市条例第13号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2号中「第25条」を「第32条第2項」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25
号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条」を「第45条」に改める。

第2条中「第17条」を「第24条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○お問い合わせ先 消防本部総務課（73-0108）